

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

平成31年2月15日

収支等命令者

佐賀県総務部情報課長 池 田 知 優

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県職員・給与システム運用保守業務
- (2) 委託業務の仕様等 佐賀県職員・給与システム運用保守業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託業務場所 佐賀県総務部情報課が指定した場所及び受託者の申請により同課が認めた場所
- (4) 委託期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 過去5年以内に佐賀県と同等（職員数約15,000人又は職員利用者数約5,000人）以上の規模の組織（官公署、民間企業等を問わない。）において、基幹系システム（財務システム、税システム、人事給与システム等）のシステム運用・保守業務を2年以上行った実績を有すること。

(8) ISMS、ISO27001認証又はP（プライバシー）マーク認証を保有していること。

3 再委託の禁止

あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合を除き、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

佐賀県総務部情報課 システム維持運用担当（新館6階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7187

電子メールアドレス jouhou-s@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成31年2月15日（金）から同年3月8日（金）まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書に規定する書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を平成31年3月8日（金）午後5時までに、(1)の担当課へ直接持参し、又は郵送すること。郵送の場合は、同日午後5時までに必着とする。

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

また、入札参加資格確認申請書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、入札辞退届を書面で提出すること。

入札参加資格の確認結果は、平成31年3月15日（金）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

エ その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札書の提出方法

別に定める入札書を(6)に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、平成31年3月25日(月)午後5時必着とする。

また、封筒に「佐賀県職員・給与システム運用保守業務委託に係る入札書在中」と朱書きすること。

到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年3月27日(水)午前10時

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館11階 5号会議室

(7) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積もる契約金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 規則第103条第3項第1号又は第3号の規定に該当するときは、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

(8) 入札方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の平成31年9月30日までの業務に係る分に108分の100を乗じて得た金額と、同年10月1日以降の業務に係る分に110分の100を乗じて得た金額とを合計した金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(9) 落札者の決定方法

ア 本入札にあっては、最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときには、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

エ 開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

再度入札は2回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、2回目の再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行う。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格の確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札保証金が(7)に規定する金額に達しない者

- カ 1人で2以上の入札をした者
- キ 代理人でその資格のない者
- ク 期限内に入札を行わない者
- ケ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(11) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(13) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合

5 その他

(1) 入札及び契約の手續並びに契約の履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 入札者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 公告内容に質問がある場合は、別に定める質問書に質問内容を記載し、平成31年2月26日（火）の午後5時までに4の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は、平成31年2月28日（木）までに質問者及び同日までに入札参

加資格申請書を提出した者に電子メールで行い、文書は後日送付する。

なお、質問の回答期限以降に入札参加資格申請を提出した者については、随時質問者への回答を送付する。

(5) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第115条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、4の(7)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 規則第115条第3項第1号又は第4号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

(6) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(7) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の定めるところによる。

(10) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成31年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。

(11) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Consignment of operations and maintenance of the system related to the personnel salary system.
- (2) Fulfillment period: From April 1 2019 to March 31, 2024
- (3) Time limit for tender: 10:00a.m., March 27, 2019.
If sending by mail, tenders must be received by 5:00 p.m. on March 25, 2019.
- (4) A contact point for the notice: Information Technology Division, Department of General Affairs, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-city, Saga 840-8570, Japan.
TEL:0952-25-7187 E-mail:jouhou-s@pref.saga.lg.jp